

第2章
3 施策領域

子供・子育て

あるべき姿(概ね30年後)

- 地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供を取り巻く社会の全ての人たちが、それぞれの立場と資源を生かして協力し、子供の健やかな育ちを切れ目なく見守り、支援などを行う環境が整っており、子供を持ちたいと思う人が安心して子供を持つことができるとともに、全ての子供と子育て家庭が、安心して暮らし、子育てができています。
- 様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちをはじめ、全ての子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができています。

目指す姿(10年後)

- 全ての家庭を妊娠期から子育て期まで切れ目なく見守り、支援するニューボラの拠点が、全市町に設置され、子育て家庭に関わる全ての医療機関、保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点、学校等と連携して子供たちを多面的・継続的に見守ることにより、必要な支援が届けられています。
- 全市町において、保育を必要とする子供が保育所、認定こども園等にいつでも入所することができ、質の高い教育・保育が実践されています。
- 地域の子育て支援者・団体等による親子の交流活動が根付き、親子が安心して過ごせる場を提供するとともに、企業・団体等による子育てにやさしいサービスが社会に定着し、子育て家庭が子連れで外出しやすい環境が整っています。
- 子供への体罰を用いないしつけや子育ての方法が浸透するとともに、こども家庭センターの専門性の強化や市町による支援機能の強化によって、児童虐待の未然防止が図られ、重症化する前にリスクが減少しています。
- 様々な事情により家族と暮らすことができない子供やひとり親家庭の子供など、社会的支援を必要とする子供たちが、必要な支援や配慮を受けながら、安心して生活することができ、自立につながっています。

指標

安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合



用語解説 地域子育て支援拠点…地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場。公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となっている。
 アセスメント…利用者の能力や抱える問題を見極め、問題に関する情報を収集し、状況分析・問題解決をするための方向性を見出すこと。
 待機児童…保育の必要性が認定され、認可保育所等の利用申込がなされているが、利用していない児童。ただし、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合等を除く。

目指す姿の実現に当たって考慮すべき課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭は、子育てに対する助言や協力を身近な人から得る事が困難な状況にあります。また、児童虐待や不登校など、子供が生まれ育つ環境によって、様々なリスクが顕在化していますが、子育て家庭の情報が関係機関で共有されていないために、多面的なアセスメントや機を逸しないフォロー体制の構築が十分にできていません。
- 保育の受け皿の拡大を図っていますが、それを上回る保育ニーズや保育のミスマッチにより、依然として一部の市町で待機児童が発生しています。また、多様なニーズに対応していくために保育士不足の解消と質の向上が求められています。
- 子育て支援者・団体において、行政や団体相互の情報共有が十分に行われていないため、子育て家庭に必要な支援が届かない場合や子育て家庭のニーズが多様化・高度化し、企業などのサービスがニーズに一致しない場合があります。また、新型コロナウイルスの影響による外出自粛等の生活様式の変化に伴い、子育て中の保護者のストレスや不安が増し、児童虐待やDVにつながることも懸念されます。
- 児童虐待の通告・相談件数が増加する中、高い専門性が必要な事案や複雑化する事案への適切な支援が求められています。
- 社会的養護を必要とする子供が、良好な家庭の環境で生活するために必要となる里親登録者数やグループホームが不足するとともに、自立に向けた支援が十分ではありません。
- ひとり親家庭では、養育費が適正に受け取れていない状況や、子育て支援施策・就労等に関する十分な情報を得られていない状況があります。

目指す姿の実現に向けた取組の方向

- 1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実**
 母子保健と子育て支援が一体となった見守り・サポート体制である「ひろしま版ニューボラ」を構築するため、医療機関や幼稚園・保育所等関係機関とニューボラの連携の仕組みや産後ケア等サービスの提供体制など、ニューボラの実施に向けた課題への対応を市町とともに検討し解決します。
 また、市町のニューボラなどの各部署や学校が連携して、子供たちに関する様々なリスクを把握し、リスクが表面化しない段階からの予防的支援に取り組めます。
- 2 子供の居場所の充実**
 幼児教育・保育需要の正確な把握を基礎として、計画的に保育所等を整備するとともに、保育士の確保・資質向上に取り組む、多様化するニーズに応じた質の高い保育等の提供体制を確保します。
- 3 子供と子育てにやさしい環境整備**
 地域社会全体で子育てを応援する機運を醸成するため、子育て支援者・団体が、ニューボラなどの支援機関と連携できる仕組みを構築し、子育て家庭が必要とする支援につなげるとともに、企業などの子育て支援を推進します。また、新型コロナウイルス危機後の変化等に対応するため、他者との交流がしにくい状況においても、子育て中の親や妊産婦がオンラインやSNS等で気軽に相談・交流し、必要な支援を受けられる仕組みを構築し、不安解消や児童虐待・DV等の予防・早期発見を図ります。
- 4 児童虐待防止対策の充実**
 こども家庭センターの専門性の強化と市町の相談支援機能の強化により、適切な役割分担のもと、県と市町や関係機関、地域などが力を結集して、児童虐待の予防や早期発見・対応につなげる仕組みを充実させます。
- 5 社会的養育の充実・強化**
 社会的養護のもとで生活する子供が、里親や家庭の環境のグループホームなど、できるだけ家庭と同じ環境で生活できるように取り組むとともに、子供の自立支援を推進するなど個々の実情に応じた最適な助言や支援に取り組めます。
- 6 ひとり親家庭の自立支援の推進**
 家庭の経済基盤の安定につながる就労支援や養育費の支払い、子供の自立に向けた支援など、ひとり親家庭個々の実情に応じた最適な助言や支援に取り組めます。

社会的養護…保護者のない子供や、保護者に監護させることが適当でない子供を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
 里親…何らかの事情により家庭での養育が困難又は受け入れられなくなった子供等に、愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。
 DV…Domestic Violence の略。配偶者からの暴力(身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力)。*配偶者には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者や生活の拠点を共にする交際相手、また元配偶者等を含む。